

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

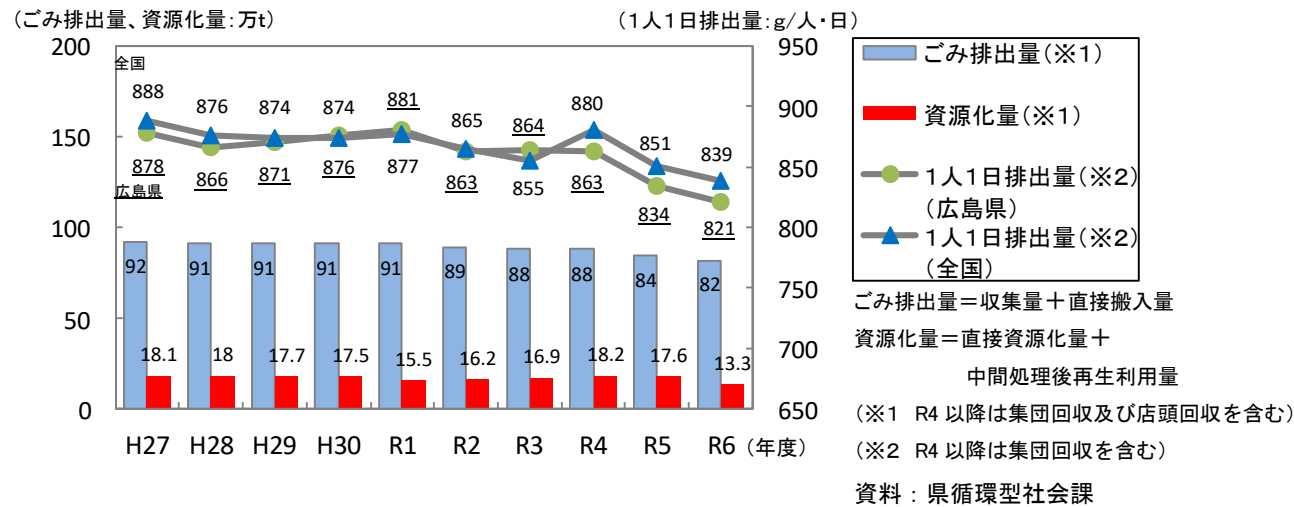
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、令和元年度までは横ばいでしたが、近年は減少傾向にあります。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、製鉄所の閉鎖の影響により、大きく減少しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



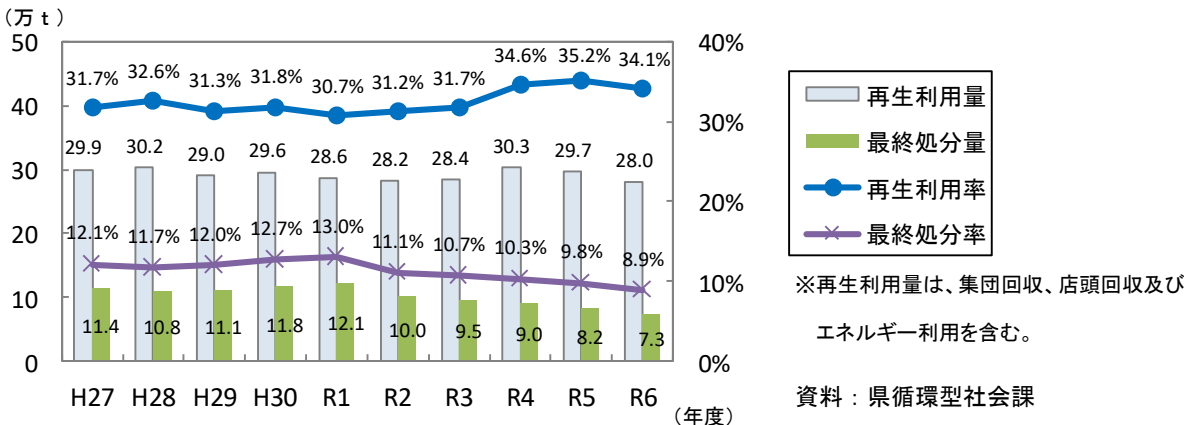
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでおり、令和5年度までは再生利用率は増加傾向となっていました。令和6年度においては、固形燃料化施設の閉鎖等の影響により、減少傾向となりました。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

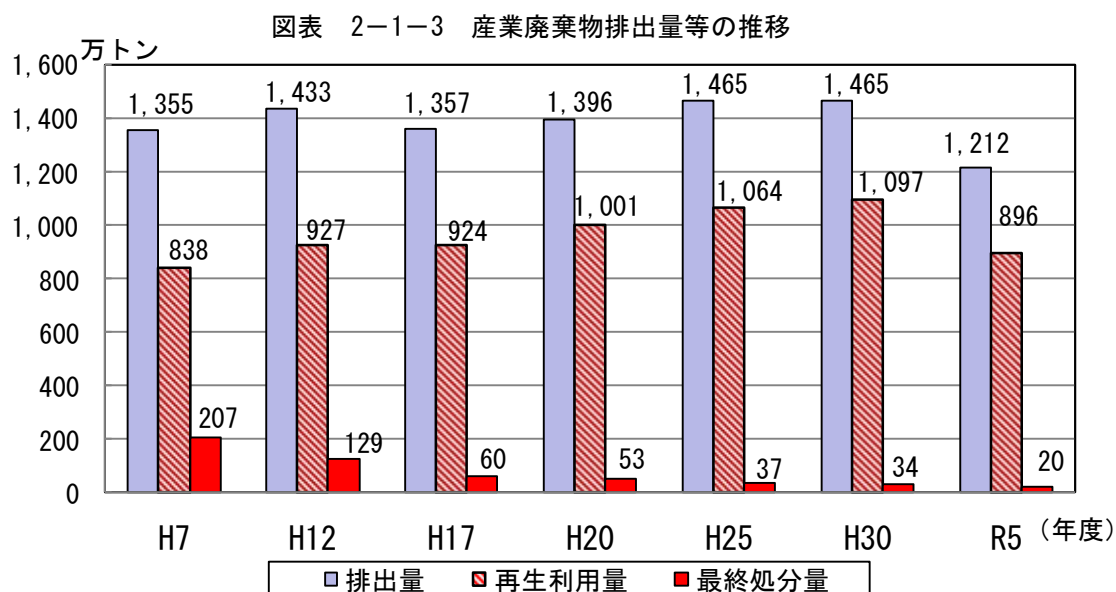
こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移



項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
店頭回収量(t)	443	447	497	561	646	741	940	1,456	1,575

資料：県循環型社会課



資料：県産業廃棄物対策課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9 (H30)	82.0 (R6)	89.1 (R7)	89.6 (R6)	108.5%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物再生利用率 ※2	%	31.8 (H30)	34.1 (R6)	32.5 (R7)	32.4 (R6)	105.2%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	8.9 (R6)	12.2 (R7)	12.3 (R6)	127.6%	目標以上達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465 (H30)	1,176 (R6)	1,453 (R7)	1,455 (R6)	119.2%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9 (H30)	71.7 (R6)	75.5 (R7)	75.4 (R6)	95.1%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3 (H30)	1.4 (R6)	1.9 (R7)	2.0 (R6)	130.0%	目標以上達成
産業廃棄物 対策課	がれき類の再生利用率		90.2 (H30)	95.3 (R6)	94.2 (R7)	93.6 (R6)	101.8%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3 (H30)	80.5 (R6)	76.4 (R7)	74.7 (R6)	107.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。次期計画の策定及び推進。

(2) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県民に対して、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の情報を、テレビ等を通じて紹介し、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P13）、容器包装リサイクル法の推進（P33）、環境月間行事の実施（P104）

(3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度末時点で、89事業者を登録。

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
登録事業者数	90	89	89	89	89	89

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

(4) 各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和7年度実績】第10期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。令和8年4月を始期とする第11期分別収集促進計画を策定。

【令和8年度内容】第11期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	令和6年度 実績 (t)	令和8年度 計画 (t)
無 色 ガ ラ ス	4,162	3,791
茶 色 ガ ラ ス	4,499	3,994
そ の 他 の ガ ラ ス	2,278	1,962
そ の 他 の 紙	0	1,340
ペ ッ ト ボ ト ル	5,624	4,232
その他のプラスチック	21,869	22,050
（うち白色トレイ）	7	14
ス チ ー ル	2,515	2,199
ア ル ミ	2,411	2,595
段 ボ ー ル	10,316	10,891
飲 料 用 紙 パ ッ ク	46	109
計	53,720	53,163

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R¹対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 [循環型社会課]

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】法制度等について周知するとともに、関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P33）、小型家電リサイクル推進事業（P33）、びんごエコタウン推進事業（P110）、循環型社会形成推進機能強化事業（P110）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）、リサイクル製品使用促進事業（P110）

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

(5) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 [循環型社会課]

食品ロスの削減に向けて、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、消費者に向けた普及啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援などの取組を実施します。

【令和7年度実績】消費者への普及啓発・学習の振興、食品ロス発生状況の実態把握、食品関連事業者等の取組に対する支援を実施。

【令和8年度内容】消費者への普及啓発・学習の振興、食品ロス発生状況の実態把握、食品関連事業者等の取組に対する支援、未利用食品を提供するための活動の支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業（P49）

2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

- ア 廃棄物処理計画策定事業 (再掲) [循環型社会課] (P33)

(2) 発生抑制及び減量化

- ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50 トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は①218、②112、③38事業者が計画を策定。

(3) 産業廃棄物のリサイクルの推進

- ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査(本調査)を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和7年度実績】補完調査を行い、令和6年度の実態を把握。

【令和8年度内容】補完調査を行い、令和7年度の実態を把握。

- イ 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
建設リサイクル法届出審査件数	7,064	7,150	6,415	6,814	6,591	6,766	7,077	6,990
パトロール件数	688	648	208	147	142	185	166	155

- ウ 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業〔循環型社会課〕

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は5事業684,220千円（交付決定額）を支援。令和8年度は、集中的に削減に取り組む産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、鉱さい）の処理施設に係る補助率及び補助上限を優遇。

図表 2-1-5 助成条件（施設整備）

項 目	内 容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象施設	①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破砕・選別等により混合廃棄物を処理する施設。 ③資源循環促進施設 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。 （注）補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。

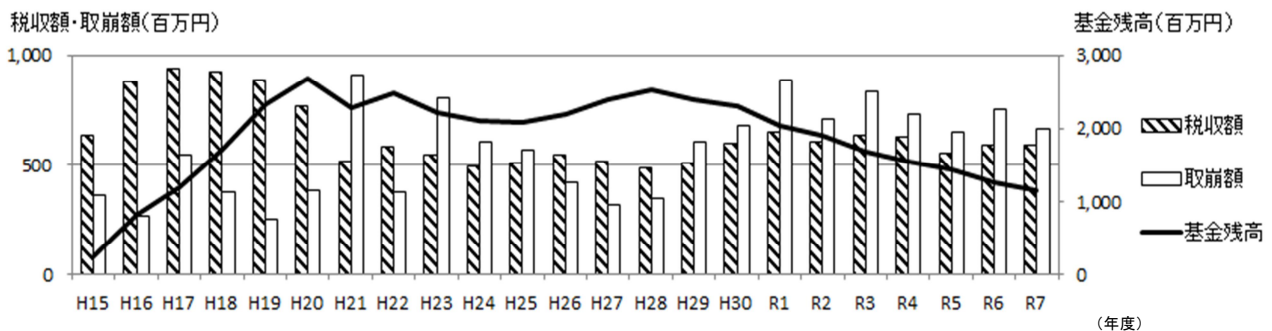
（4）産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税と税活用事業の実施〔環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月に「産業廃棄物埋立税」の税収を財源とした「広島県産業廃棄物抑制基金」を設置し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理、その他の循環型社会の形成に関する施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を行う事業を実施。産業廃棄物埋立税を活用した事業の効果検証や運営方針の検討。

図表 2-1-6 産業廃棄物埋立税の税収額及び産業廃棄物抑制基金（取崩額、残高）の推移



（ア） 3Rの推進に関する事業【R7（実績）：408,612千円、R8（予算）：850,434千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設：62件（H15～R7） 計画処理量： 24千t/年（R7） 研究：34件（H15～R7） 内3件事業化（9%）	335,174	767,064
② 循環型社会形成推進機能強化事業（P110）	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	207件（H17～R7） 内29件事業化（14%）	73,438	83,370
合 計			408,612	850,434

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R7(実績): 276,362千円、R8(予算): 542,139千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
③廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P45)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 R3～R7: 1.0件/年	77,469	97,333
④不法投棄監視体制強化事業 (P47、48)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		18,377	30,500
⑤産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P45)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	16,803	21,363
⑥産業廃棄物処理実態調査事業 (P36)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	県内産業廃棄物の排出量等の把握	2,673	2,136
⑦PCB廃棄物処理促進事業 (P44、45)	保管事業者に対する適正処理指導	PCB廃棄物期限内処理の促進	14,112	21,239
⑧公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P46)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	44,518	241,994
⑨-1 地域廃棄物対策支援事業 (P48)	市町等が実施する不法投棄防止対策への支援(ア)等	22市町1組合で実施	87,825	102,567
⑩災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P43)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の仮置場候補地の選定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	8,049	15,007
⑪人工衛星による不法投棄監視業務(P43)	人工衛星(SAR衛星)を活用し、廃棄物の不法投棄等を監視するシステムを構築	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	6,536	10,000
合 計			276,362	542,139

(ウ) 啓発活動に関する事業【R7(実績): 8,761千円、R8(予算): 11,378千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R7 実績	R8 予算
⑫環境保全活動支援事業 (P13、33、103)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	8,761	11,378
合 計		8,761	11,378

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R7(実績): 131,119千円、R8(予算): 136,136千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
⑨-2 地域廃棄物対策支援事業 (P48、49)	市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分、事業系一般廃棄物削減対策、災害廃棄物処理計画策定、産業廃棄物最終処分場周辺環境調査への支援(イ)～(オ)	(イ) 6市町で実施 (ウ) 8市町で実施 (エ) 1市で実施 (オ) 4市町で実施	16,606	15,180
⑬プラスチックごみの海洋流出防止対策 (P76)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成等	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	114,153	120,956
⑭食品ロス削減推進事業 (P35)	消費者・事業者に対する知識の普及啓発、学習の振興、食品関連事業者等の取組の支援	消費者・事業者の自主的な取組の促進	360	—
合 計			131,119	136,136



食品ロス削減の取組について

本来食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」の量は、年間 461 万トン（令和 6 年度推計値）で経済損失は 4 兆円にもなります。これは、国民 1 人当たり年間約 3 万円の食品を廃棄していることになります。このような無駄を減らすため、本県では「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定し、県民の皆さまや事業者と一緒に食品ロス削減に取り組むこととしています。

食品ロスの現状

全国で発生している食品ロス 461 万トンのうち、事業活動に伴い発生した食品ロスは 237 万トン（令和 6 年度推計値）です。その中でも、外食産業から発生する、食べ残しによる食品ロスは 70 万トン発生しています。

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
主な発生要因	規格外品や返品、売れ残り			主に食べ残し
食品ロス発生量	110 万トン	9 万トン	48 万トン	70 万トン

食べ残しを持ち帰る「mottECO」

mottECO（モッテコ）とは、環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を自己責任で持ち帰る行為の愛称です。mottECO の普及を目的とした「mottECO 普及コンソーシアム」には多数の企業や自治体等が参加し、普及活動に取り組んでいます。食べ残しの持ち帰りには食中毒等の衛生的なリスクが伴いますが、令和 6 年度に国により「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定され、食べ残しの持ち帰りの際に事業者と消費者それぞれに求められる行動が整理されました。

このガイドラインを踏まえ、本県においても、令和 7 年度に、従来廃棄物として処理されていたさとうきびの搾りかす“バガス”を再利用した「バガス容器」を持ち帰り容器として、mottECO の実証を実施しました。



バガス容器



店頭掲示ポスター

～持ち帰るときのポイント～

まずは、適量の料理をおいしく残さず食べきりましょう！
食べきれなかった料理は、自己責任で持ち帰りが可能です。
また、安全に食べるために、しっかり自分で管理しましょう。

【主な注意点】

- ・時間の経過によって、提供後すぐの料理と比較すると食中毒が生じる可能性があることを理解しましょう。特に夏場は食中毒のリスクが高まります。
- ・生ものなどは持ち帰るのを控え、水分含有量が少ない食品を持ち帰るようにしましょう。
- ・帰宅後できるだけ早く、中心部まで十分に再加熱してから食べるようにしましょう。
- ・見た目やにおいなど、少しでもおかしいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。



第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

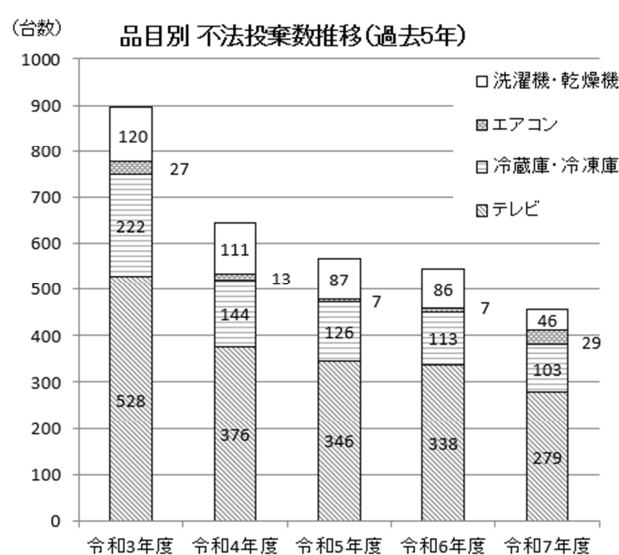
廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

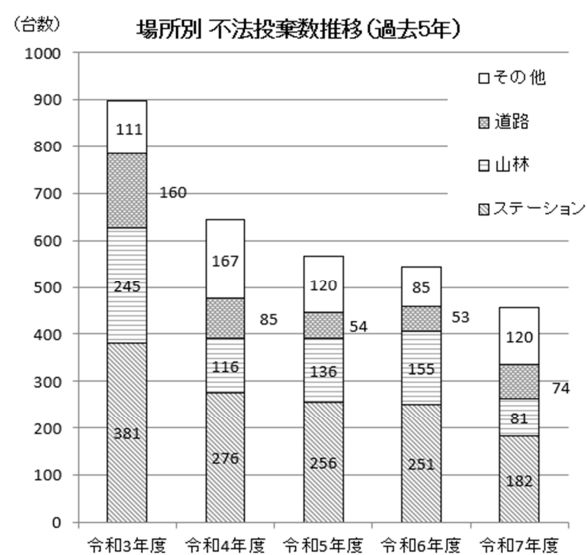
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

① 品目別

② 場所別

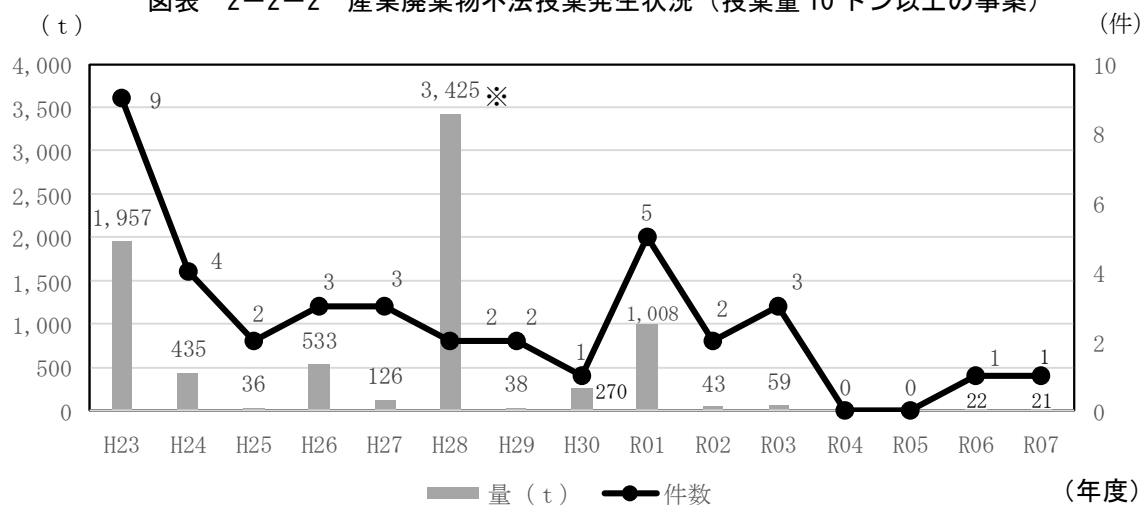


資料：県循環型社会課



資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）



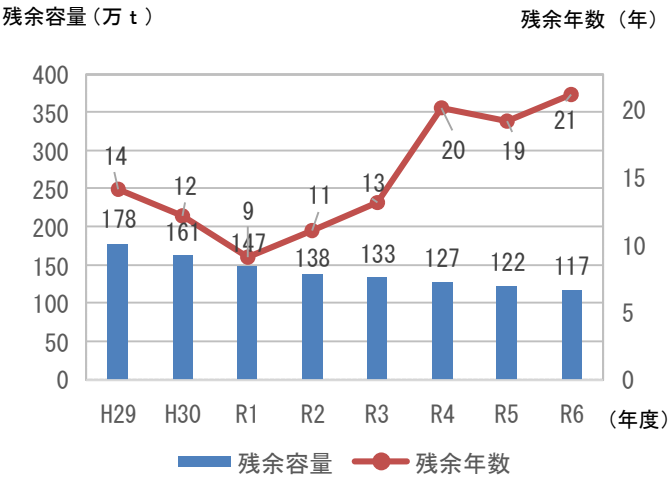
資料：県産業廃棄物対策課

(※) 平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が 1 件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

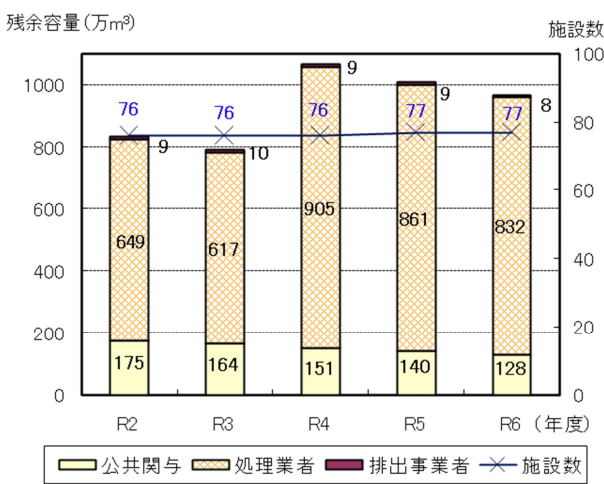
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和6年度末現在）

区 分	施設数				残余容量（万m³）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公 共	計	排出事業者	処理業者	公 共	計	
安定型最終処分場 ²	4	50	1	55	1	785	0	786	9.3
管理型最終処分場 ³	5	15	2	22	7	47	128	182	9.3
計	9	65	3	77	8	832	128	968	9.3

（注1）表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
（注2）残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなっており、経済活動等により大きく変動する（令和6年度埋立量：安定型85万m³、管理型20万m³）。
（注3）端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和7年度末）

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	12	686	89.4	平成元年9月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	43.3	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

2 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。
3 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定※	自治 体数	12	23	23 （R3）	—	100%	目標ど おり達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及率	%	51.5 （H30）	70.6	80.0 （R7）	—	88.3%	未達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	1	2 （R7）	—	150.0%	目標以上 達成

※ R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達。R4 に達成した。

R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
電子マニフェ スト普及率	電子マニフェスト普及率は堅調に増加しているものの、紙マニフェストでの運用に特に支障を感じていない事業者も多い中、現状変更への抵抗感も根強く、目標値に達していない。	紙マニフェストの利用が多い事業者への個別説明や、導入・活用に関する講習会により、導入のメリットや手順を丁寧に説明し、電子マニフェスト普及率のさらなる向上を図る。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

（１）適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和7年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	60
ごみ処理施設	123
埋立処分地	45
浄化槽	22,067
計	22,295

資料：県循環型社会課

（２）将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	令和5年度		令和6年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	26	55	23	51
施設能力	2,168 k1/日	4,143 t/日	2,008 k1/日	4,350 t/日

資料：県循環型社会課

(3) 違法な不用品回収業等への対策**ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化** [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築**ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業）** [循環型社会課]

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和7年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応等に係る研修及び訓練を実施。あわせて、市町の被災した建物の公費解体に係る対応準備について、支援を実施。

【令和8年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、災害に対する平時の備えの推進支援を実施。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和7年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和8年度内容】令和7年度取組の継続。

(5) 人工衛星による不法投棄監視業務 [産業廃棄物対策課]

廃棄物適正処理の強化に向けて、人工衛星を活用した不法投棄等対策を実装しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】人工衛星データの解析技術による不法投棄監視システムについて、運用しながら必要な改善を実施。

(6) プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P76）

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和7年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	700	138
産業廃棄物処理業者	577	51
計	1,277	189

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類⁴対策を推進するため、排出ガス等の行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和7年度の実績は5施設。

ウ PCB⁵廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和7年度届出状況は次表のとおり。

4 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

5 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和7年3月31日）

種 類（単位）	保管中	使用中
変圧器（トランス）（台）	490	615
ネオン変圧器（材トランス）（台）	5	—
コンデンサー（3kg 以上）（台）	349	126
コンデンサー（3kg 未満）（台）	3,674	29
柱上変圧器（柱上トランス）（台）	218	151
蛍光灯用安定器（台）	1,161	41
水銀灯用安定器（台）	235	1
ナトリウム灯用安定器（台）	1	—
安定器（用途不明）（台）	135	—
その他 PCB を含む油（kg）	96,863	—
変圧器油（トランス油）（kg）	246	—
熱媒体油（kg）	—	—
柱上変圧器油（柱上トランス油）（kg）	—	—
コンデンサー油（kg）	5	—
感圧複写紙（kg）	4,963	—
ウエス（kg）	1,351	—
計器用変成器（台）	23	3
サージアブソーバー（台）	—	—
リアクトル（台）	20	11
放電コイル（台）	3	—
整流器（台）	5	—
その他電気機械器具（台）	222	94
OF ケーブル（kg）	—	—
汚泥（kg）	18,521	—
塗膜（kg）	66,074	2,092
その他（kg）	1,660,532	3,978,493
届出事業所数	674	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁶交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出事業者のマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者における優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

6 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会	
事業名	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2	
補助金額	1,052 千円	

カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和7年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【令和8年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番⁷」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和7年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（令和7年度）

項 目	実施回数（実施件数）
車両によるパトロール	34 (62)
ヘリコプターによるパトロール	4 (23)
船舶によるパトロール	4 (9)
産業廃棄物運搬車両検査	10 (64)

資料：県産業廃棄物対策課

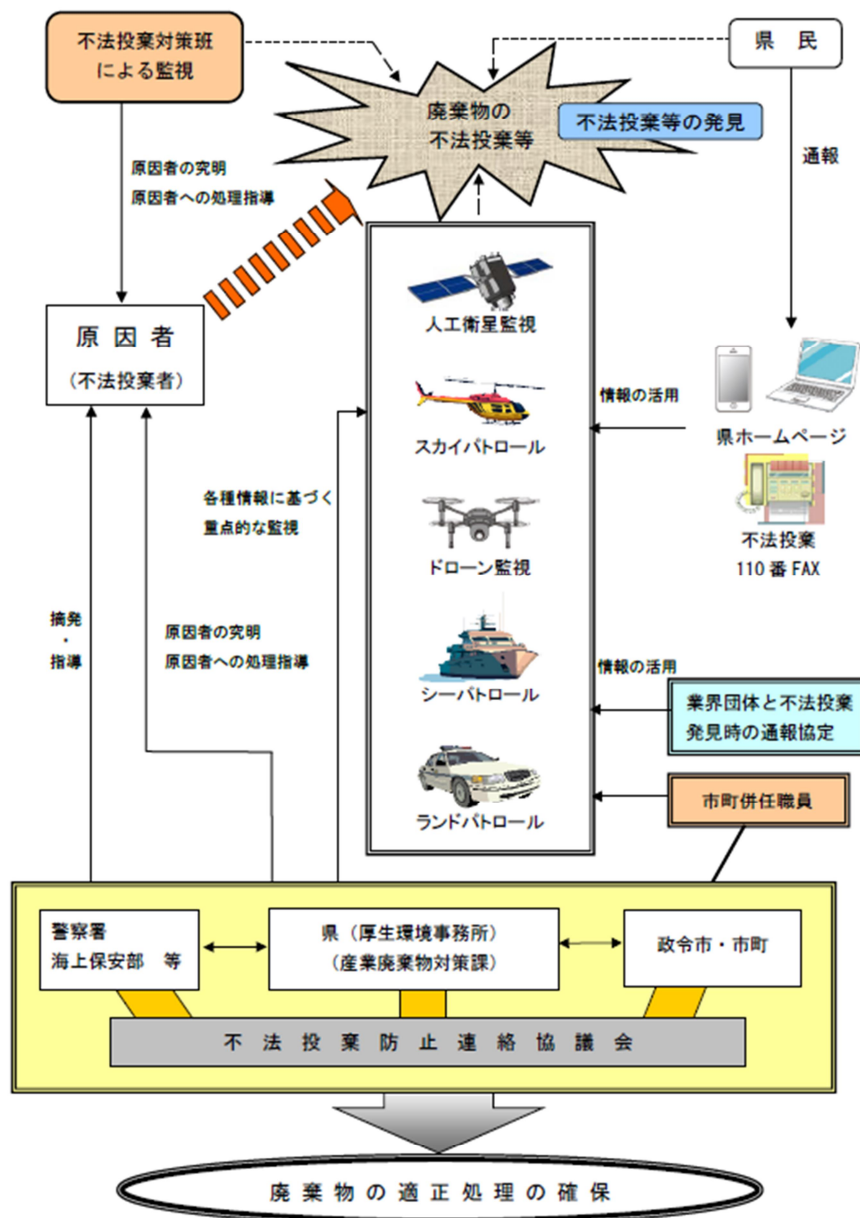
⁷ 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。（FAX：082-211-5374）

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和7年度は延べ443回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和7年度は79件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和7年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和7年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和8年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町等が実施する不法投棄防止対策等への支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策等を支援し、不法投棄をさせない社会環境づくり、災害発生時の適正な廃棄物処理体制の構築、廃棄物の適正処理及び3Rを推進しています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 不法投棄監視活動 住民団体・民間警備会社等への監視委託、監視機器の設置、車両進入防止柵の設置等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発活動 ・不法投棄防止普及啓発事業：講習会の開催、広報活動の実施、不法投棄防止大会の開催等 ・不法投棄廃棄物処理対策事業：不法投棄された廃棄物の撤去・処理、回収困難場所の作業委託等（住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。）
補助率	2/3 以内
補助基本額	15,000 千円、18,000 千円又は 45,000 千円/市町

【令和7年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット、 防止柵	啓発パンフレット、 防止看板	不法投棄廃棄物処理 (住民参加活動)	
22 市町 1 組合	16 市町	5 市町	2 市町	21 市町 1 組合	13 市町	87,635 千円

【令和8年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
6市町	6市町	—	1,379千円

【令和8年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補 助 率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
8市町	6市町	—	5市町	14,671千円

【令和8年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物削減対策を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施するもの
補 助 率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	補助金交付額
1市	24千円

【令和8年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画策定を支援。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	地元住民からの要望に基づき、又は、地元住民の安全・安心確保を目的に実施する産業廃棄物処分場及びその周辺地域での環境調査
補 助 率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	補助金交付額
4市町	532千円

【令和8年度内容】市町が実施する産業廃棄物最終処分場周辺環境調査を支援。